

臨時・非常勤職員に関する調査結果について  
(全地方公共団体分)

平成24年4月1日現在

## 1-1 地方公共団体の臨時・非常勤職員数(職種別・団体区分別)

(単位：人)

職 種	平成24年4月1日				
	都道府県	政令指定都市	市町村等	合計	構成比(%)
一般事務職員	30,686	16,677	102,199	149,562	24.8
技術職員	3,287	1,106	4,462	8,855	1.5
医師	3,469	1,439	3,835	8,743	1.4
医療技術員	2,584	1,278	7,107	10,969	1.8
看護師等	3,773	1,780	20,394	25,947	4.3
保育士等	2,002	10,313	91,113	103,428	17.1
給食調理員	1,625	3,428	34,241	39,294	6.5
技能労務職員	9,679	6,812	42,763	59,254	9.8
教員・講師	45,051	6,517	27,369	78,937	13.1
その他	24,431	16,330	77,832	118,593	19.6
合 計	126,587	65,680	411,315	603,582	100.0

※1 本調査は、平成24年4月1日現在において、※2に該当する職員について調査を行ったものです。(次頁以降も同じ。)

※2 調査対象職員は、都道府県、政令市、市町村等(市町村、特別区、一部事務組合、広域連合及び財産区)の臨時・非常勤職員(地方公務員法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項により任用されている者で、任期付短時間勤務職員や再任用短時間勤務職員等一定の職員を除きます。)であって、任用期間が6月以上又は6月以上となることが明らかであり、かつ、1週間当たりの勤務時間が19時間25分以上の職員です。

※3 職種の分類は別表「職種の分類」とおりです。

## 1-2 地方公共団体の臨時・非常勤職員数(職種別・任用根拠別)

(単位：人)

職 種					特別職非常勤職員 (法3条3項3号) ※1				一般職非常勤職員 (法17条) ※2				臨時的任用職員 (法22条2項・5項) ※3				計のうち フルタイム 職員
	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	
一般事務職員	149,562	100.0	29,462	119,133	54,723	36.6	16,562	37,294	32,650	21.8	5,014	27,636	62,189	41.6	7,886	54,203	36,035
技術職員	8,855	100.0	5,971	2,880	5,397	61.0	3,995	1,400	1,592	18.0	1,006	586	1,866	21.1	970	894	1,178
医師	8,743	100.0	6,343	2,355	5,896	67.4	4,284	1,567	1,471	16.8	1,074	397	1,376	15.7	985	391	1,189
医療技術員	10,969	100.0	1,185	9,747	5,033	45.9	608	4,406	2,193	20.0	204	1,989	3,743	34.1	373	3,352	2,292
看護師等	25,947	100.0	469	25,229	6,724	25.9	190	6,337	6,977	26.9	78	6,899	12,246	47.2	201	11,993	5,729
保育士等	103,428	100.0	3,868	99,498	22,912	22.2	997	21,909	26,052	25.2	921	25,131	54,464	52.7	1,950	52,458	28,458
給食調理員	39,294	100.0	1,155	37,783	9,248	23.5	302	8,595	12,495	31.8	298	12,197	17,551	44.7	555	16,991	7,534
技能労務職員	59,254	100.0	35,072	24,028	22,198	37.5	15,514	6,553	14,694	24.8	7,824	6,870	22,362	37.7	11,734	10,605	12,510
教員・講師	78,937	100.0	27,705	50,974	22,195	28.1	7,942	14,016	8,817	11.2	2,189	6,628	47,925	60.7	17,574	30,330	30,770
その他	118,593	100.0	43,638	74,499	76,883	64.8	33,604	43,003	20,449	17.2	5,930	14,519	21,261	17.9	4,104	16,977	6,567
合 計	603,582	100.0	155,510	448,072	231,209	38.3	84,531	146,678	127,390	21.1	24,538	102,852	244,983	40.6	46,441	198,542	132,262

※1 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員若しくはこれらの者に準ずる者として任用されている者

※2 一般職として期限付任用されている者(一般的に地方公務員法第17条に基づく任用とされている者)

※3 地方公務員法第22条第2項又は第5項に基づき臨時的任用されている者

※4 職種の分類は別表1「職種の分類」のとおりです。

※5 男女別に集計していない団体があり、当該団体については男女別集計から除いているため、男女計と合計が異なる場合があります。

(別表) 職種の分類

分類	業務内容例
一般事務職員	事務系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
技術職員	技術系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
医師	保健所嘱託医、福祉事務所嘱託医、健康づくり嘱託医、福祉施設医員 等
医療技術員	薬剤師、臨床検査技師、栄養士、心理技術員、予防接種補助員、歯科衛生士、理学・作業療法士 等
看護師等	保健師、看護師、助産師 等
保育士等	施設保育士、施設内介護職員、介助員、寄宿舍指導員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー 等
給食調理員	病院調理員、学校調理員 等
技能労務職員	運転手、電話交換手、清掃機械運転、ごみ収集、家畜防疫作業、電気・ボイラー操作、守衛・庁務員 等 (一般事務職員の業務を除く技能・労務系の職務を行うもの。ただし、病院調理員、学校調理員等は「給食調理員」に分類のこと。)
教員・講師	代替教員、学校講師、研修講師、児童施設講師、幼稚園教諭、英語指導助手 等
その他	館長(公民館館長等)、相談員(消費生活相談員、交通事故相談員、青少年相談員等)、指導員(交通安全指導員、国民年金指導員等)、調査員(統計調査員等)、研究員(埋蔵文化財調査研究員等)、行政協力員(行政連絡員、駐在員等)、施設管理人(市町村有林管理人等)、奉仕員(森林巡回員等)、その他(上記以外の職種で臨時・非常勤職員が従事しているもの)

※ 選挙の実施に伴う臨時・非常勤職員については、当該年度の特殊事情によるものとして、対象職員から除いています。

臨時・非常勤職員に関する調査結果について  
(都道府県分)

平成24年4月1日現在

## 1-1 都道府県の臨時・非常勤職員数(職種別)

(単位：人)

職 種	平成24年4月1日			
	計	構成比(%)	男	女
一般事務職員	30,686	24.2	6,480	24,206
技術職員	3,287	2.6	2,048	1,239
医師	3,469	2.7	2,437	1,032
医療技術員	2,584	2.0	392	2,192
看護師等	3,773	3.0	127	3,646
保育士等	2,002	1.6	597	1,405
給食調理員	1,625	1.3	150	1,475
技能労務職員	9,679	7.6	5,747	3,932
教員・講師	45,051	35.6	19,872	25,179
その他	24,431	19.3	16,194	8,237
合 計	126,587	100.0	54,044	72,543

※1 本調査は、平成24年4月1日現在において、※2に該当する職員について調査を行ったものです。(次頁以降も同じ。)

※2 調査対象職員は、都道府県の臨時・非常勤職員(地方公務員法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項により任用されている者で、任期付短時間勤務職員や再任用短時間勤務職員等一定の職員を除きます。)であって、任用期間が6月以上又は6月以上となることが明らかであり、かつ、1週間当たりの勤務時間が19時間25分以上の職員です。

※3 職種の分類は別表1「職種の分類」のとおりです。

## 1-2 都道府県の臨時・非常勤職員数(職種別・任用根拠別)

(単位：人)

職 種	特別職非常勤職員 (法3条3項3号) ※1				一般職非常勤職員 (法17条) ※2				臨時的任用職員 (法22条2項・5項) ※3				計のうち フルタイム 職員				
	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女					
一般事務職員	30,686	100.0	6,480	24,206	14,734	48.0	5,058	9,676	6,729	21.9	611	6,118	9,223	30.1	811	8,412	7,778
技術職員	3,287	100.0	2,048	1,239	2,335	71.0	1,539	796	479	14.6	276	203	473	14.4	233	240	433
医師	3,469	100.0	2,437	1,032	2,764	79.7	1,952	812	281	8.1	195	86	424	12.2	290	134	423
医療技術員	2,584	100.0	392	2,192	1,449	56.1	248	1,201	406	15.7	51	355	729	28.2	93	636	664
看護師等	3,773	100.0	127	3,646	1,443	38.2	82	1,361	1,075	28.5	13	1,062	1,255	33.3	32	1,223	1,013
保育士等	2,002	100.0	597	1,405	986	49.3	241	745	360	18.0	92	268	656	32.8	264	392	441
給食調理員	1,625	100.0	150	1,475	677	41.7	66	611	565	34.8	42	523	383	23.6	42	341	196
技能労務職員	9,679	100.0	5,747	3,932	6,285	64.9	4,190	2,095	2,068	21.4	851	1,217	1,326	13.7	706	620	1,059
教員・講師	45,051	100.0	19,872	25,179	11,671	25.9	4,872	6,799	2,094	4.6	990	1,104	31,286	69.4	14,010	17,276	22,415
その他	24,431	100.0	16,194	8,237	21,008	86.0	14,711	6,297	2,234	9.1	1,246	988	1,189	4.9	237	952	494
合 計	126,587	100.0	54,044	72,543	63,352	50.0	32,959	30,393	16,291	12.9	4,367	11,924	46,944	37.1	16,718	30,226	26,842

※1 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員若しくはこれらの者に準ずる者として任用されている者

※2 一般職として期限付任用されている者(一般的に地方公務員法第17条に基づく任用とされている者)

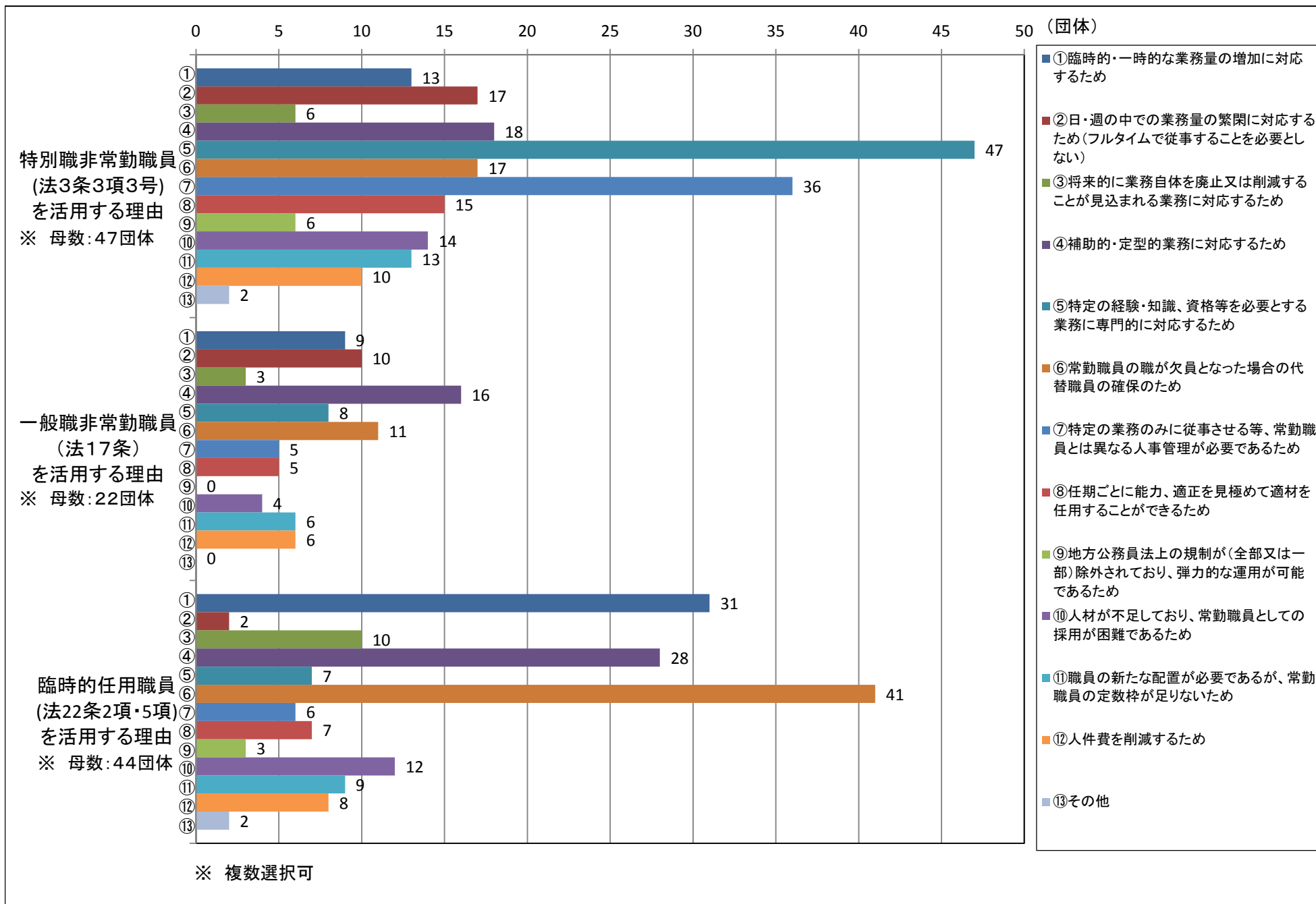
※3 地方公務員法第22条第2項又は第5項に基づき臨時的任用されている者

※4 職種の分類は別表1「職種の分類」のとおりです。

※5 各任用根拠により臨時・非常勤職員を任用している団体数は以下のとおりです。

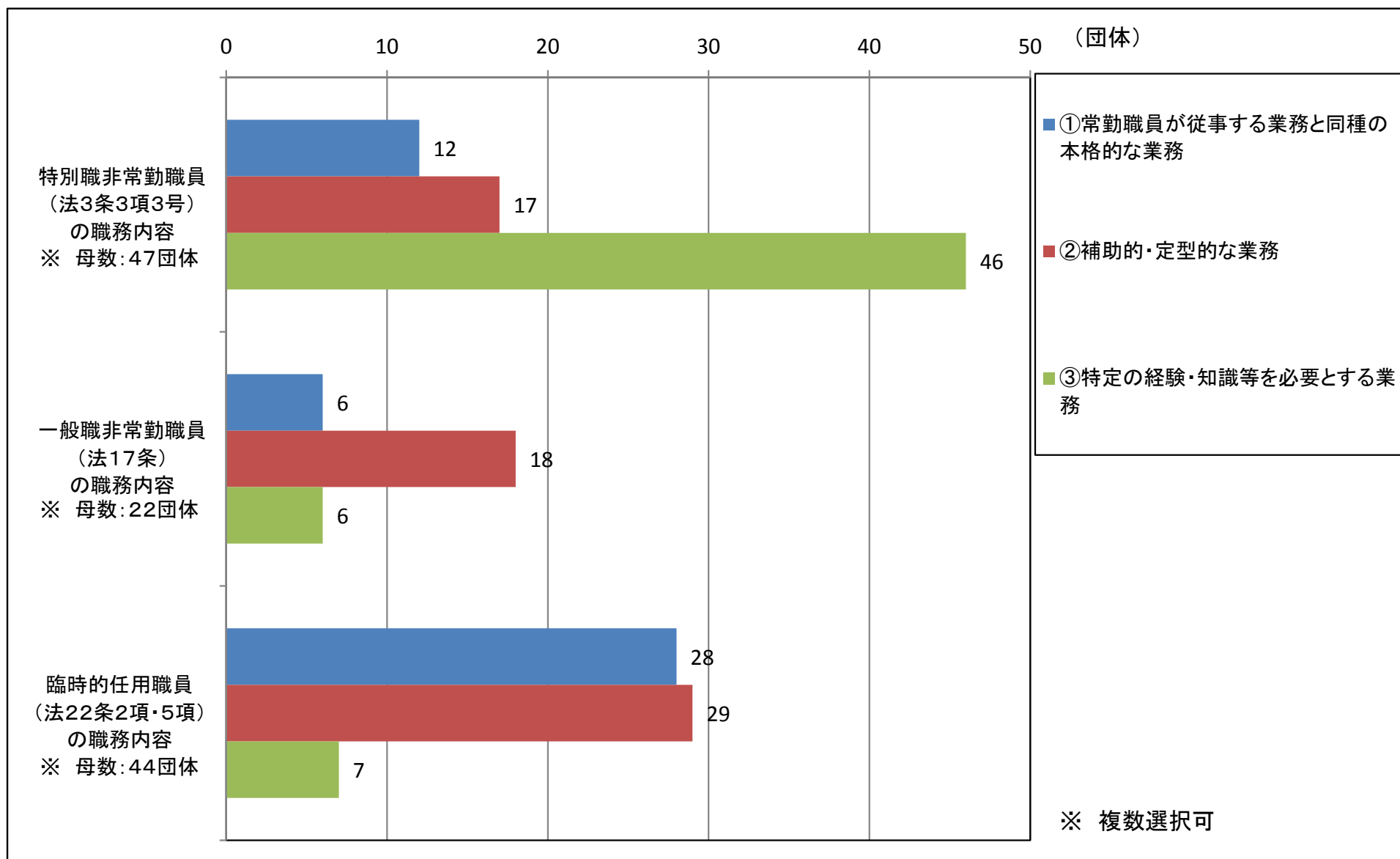
任用根拠	団体数	活用率(%)
法3条3項3号	47	100.0
法17条	22	46.8
法22条2項・5項	44	93.6

## 2 任用根拠別の臨時・非常勤職員を活用する理由（都道府県）





### 3 任用根拠別の職務内容の区分の基本的考え方（都道府県）



#### 4-1 代表的な職種別の任用期間の状況（都道府県）

代表的な 職 種 ※1	任用根拠	任用期間 ※2				
		平均(月数)	(団体数)			
			3か月以下	3か月超 6か月以内	6か月超 9か月以内	9か月超 12か月以内
事務補助職員	特別職非常勤職員	11.6	1	0	0	26
	一般職非常勤職員	10.5	1	2	0	12
	臨時的任用職員	7.2	1	24	1	7
看護師	特別職非常勤職員	11.7	1	0	0	34
	一般職非常勤職員	9.3	1	4	0	7
	臨時的任用職員	7.6	0	20	0	7
保育士	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	22
	一般職非常勤職員	9.2	1	3	0	6
	臨時的任用職員	7.6	0	14	1	5
給食調理員	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	28
	一般職非常勤職員	9.0	1	4	0	6
	臨時的任用職員	6.7	0	16	0	2
清掃作業員	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	2
	一般職非常勤職員	12.0	0	0	0	1
	臨時的任用職員	0.0	0	0	0	0
消費生活相談員	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	38
	一般職非常勤職員	12.0	0	0	0	3
	臨時的任用職員	0.0	0	0	0	0

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「任用期間」とは、条例、規則、要綱等で定められた当初任用する際の基本的な任期です。

## 4-2 代表的な職種別の再度任用の状況（都道府県）

代表的な 職種 ※1	任用根拠	再度任用の状況 ※2																		
		再度任用の可否		再度任用回数の上限									通算任用期間の上限							
		不可能 (団体 数)	可能 (団体 数)	定めな し(団体 数)	上限あ り(団体 数)	平均 (回 数)	上限回数(団体数)					定めな し(団体 数)	上限あ り(団体 数)	平均 (年数)	上限期間(団体数)					
							1回	2回	3回	4回	5回以上				1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
事務補助職員	特別職非常勤職員	1	26	14	13	4	0	4	1	5	2	14	12	4	2	0	3	1	5	1
	一般職非常勤職員	5	10	9	2	3.0	0	1	0	1	0	6	6	3.8	0	1	2	0	3	0
	臨時的任用職員	17	18	10	9	1.9	4	4	0	0	1	9	11	1.8	6	1	4	0	0	0
看護師	特別職非常勤職員	0	35	23	12	3.8	0	4	0	6	2	23	12	4.5	1	0	3	1	6	1
	一般職非常勤職員	1	12	9	3	2.3	1	1	0	1	0	7	5	3.8	1	0	1	0	3	0
	臨時的任用職員	7	21	15	6	1.8	4	1	0	0	1	13	9	1.9	5	1	2	1	0	0
保育士	特別職非常勤職員	0	24	14	10	3.3	0	4	0	5	1	15	9	4.4	0	0	2	1	6	0
	一般職非常勤職員	1	10	7	3	2.3	1	1	0	1	0	4	6	4.2	1	0	1	0	4	0
	臨時的任用職員	8	13	9	4	1.5	2	2	0	0	0	8	6	1.7	4	0	2	0	0	0
給食調理員	特別職非常勤職員	0	29	19	10	3.5	0	3	0	6	1	21	8	4.0	0	1	2	1	4	0
	一般職非常勤職員	1	11	9	2	1.5	1	1	0	0	0	6	5	3.4	1	0	2	0	2	0
	臨時的任用職員	5	14	10	4	1.3	3	1	0	0	0	10	5	1.8	3	0	2	0	0	0
清掃作業員	特別職非常勤職員	0	3	3	0	0.0	0	0	0	0	0	3	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	一般職非常勤職員	0	1	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	3.0	0	0	1	0	0	0
	臨時的任用職員	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
消費生活相談員	特別職非常勤職員	0	38	24	14	5.1	0	3	0	7	4	27	11	6.1	0	0	1	1	6	3
	一般職非常勤職員	0	3	3	0	0.0	0	0	0	0	0	2	1	3.0	0	0	1	0	0	0
	臨時的任用職員	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「再度任用」とは、当初予定されていた任用期間を満了した後に、引き続いて同じ職種に任用することです。法22条2項及び5項に規定するような法定の更新は除きます。なお、任期の満了した職員を、任期満了後1か月以内の間隔を空けて再び任用する場合も再度任用に含めます。

### 4-3 代表的な職種別の同一人の再度任用を可能としている理由（都道府県）

（単位：団体）

職 種	任用根拠	同一人の再度任用を可能としている理由					回答の母数	
		1 勤務実績が良好であった者を引き続き勤務させるため	2 専門的知識・技能、資格・免許を要する職であり、人材確保が困難であるため	3 業務内容の特殊性、勤務時間の不規則性により、人材確保が困難であるため	4 担当業務（又は行政事務）に習熟した者を再度任用する方が効率的であるため	5 改めて募集、選考・採用試験を行うことが負担であるため		6 その他
事務補助職員	特別職非常勤職員	8	2	0	13	0	0	23
	一般職非常勤職員	4	0	4	4	4	4	20
	臨時的任用職員	4	0	4	4	4	4	20
看護師	特別職非常勤職員	3	23	2	5	0	0	33
	一般職非常勤職員	4	7	0	1	0	0	12
	臨時的任用職員	3	14	1	1	0	1	20
保育士	特別職非常勤職員	4	14	3	3	0	0	24
	一般職非常勤職員	5	4	1	0	0	0	10
	臨時的任用職員	4	5	1	2	0	1	13
給食調理員	特別職非常勤職員	3	9	7	9	0	0	28
	一般職非常勤職員	2	4	1	4	0	0	11
	臨時的任用職員	4	6	1	3	0	0	14
清掃作業員	特別職非常勤職員	3	0	0	0	0	0	3
	一般職非常勤職員	0	0	0	1	0	0	1
	臨時的任用職員	0	0	0	0	0	0	0
消費生活相談員	特別職非常勤職員	1	22	2	11	0	0	36
	一般職非常勤職員	0	1	0	2	0	0	3
	臨時的任用職員	0	0	0	0	0	0	0

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

#### 4-4 代表的な職種別の同一人の長期任用事例（都道府県）

（単位：団体）

職 種	長期にわたって繰り返し任用されている事例がある団体
事務補助職員	12
看護師	8
保育士	3
給食調理員	14
清掃作業員	1
消費生活相談員	18

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「長期」とは、概ね10年を越えている場合を指す。

## 5 代表的な職種別勤務時間の状況（都道府県）

代表的な 職 種 ※1	任用根拠	1週間当たりの勤務時間			
		平均勤務時間 (時間)	20時間以内 (団体数)	20時間超 30時間以内 (団体数)	30時間超 40時間以内 (団体数)
事務補助職員	特別職非常勤職員	29.5	0	22	3
	一般職非常勤職員	31.7	0	10	5
	臨時的任用職員	38.4	0	1	34
看護師	特別職非常勤職員	30.4	0	26	9
	一般職非常勤職員	32.1	0	6	4
	臨時的任用職員	38.6	0	0	19
保育士	特別職非常勤職員	29.8	0	18	6
	一般職非常勤職員	32.9	0	4	4
	臨時的任用職員	38.8	0	0	15
給食調理員	特別職非常勤職員	30.2	0	22	8
	一般職非常勤職員	30.3	0	6	3
	臨時的任用職員	38.4	0	0	13
清掃作業員	特別職非常勤職員	29	0	3	0
	一般職非常勤職員	29	0	1	0
	臨時的任用職員	0	0	0	0
消費生活相談員	特別職非常勤職員	30.1	0	30	9
	一般職非常勤職員	29	0	3	0
	臨時的任用職員	0	0	0	0

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 団体内で、同じ職種について複数の勤務時間の設定がある場合には、最も対象者の多い設定について回答しています。

## 6-1 事務補助職員の報酬及び費用弁償の状況（都道府県）

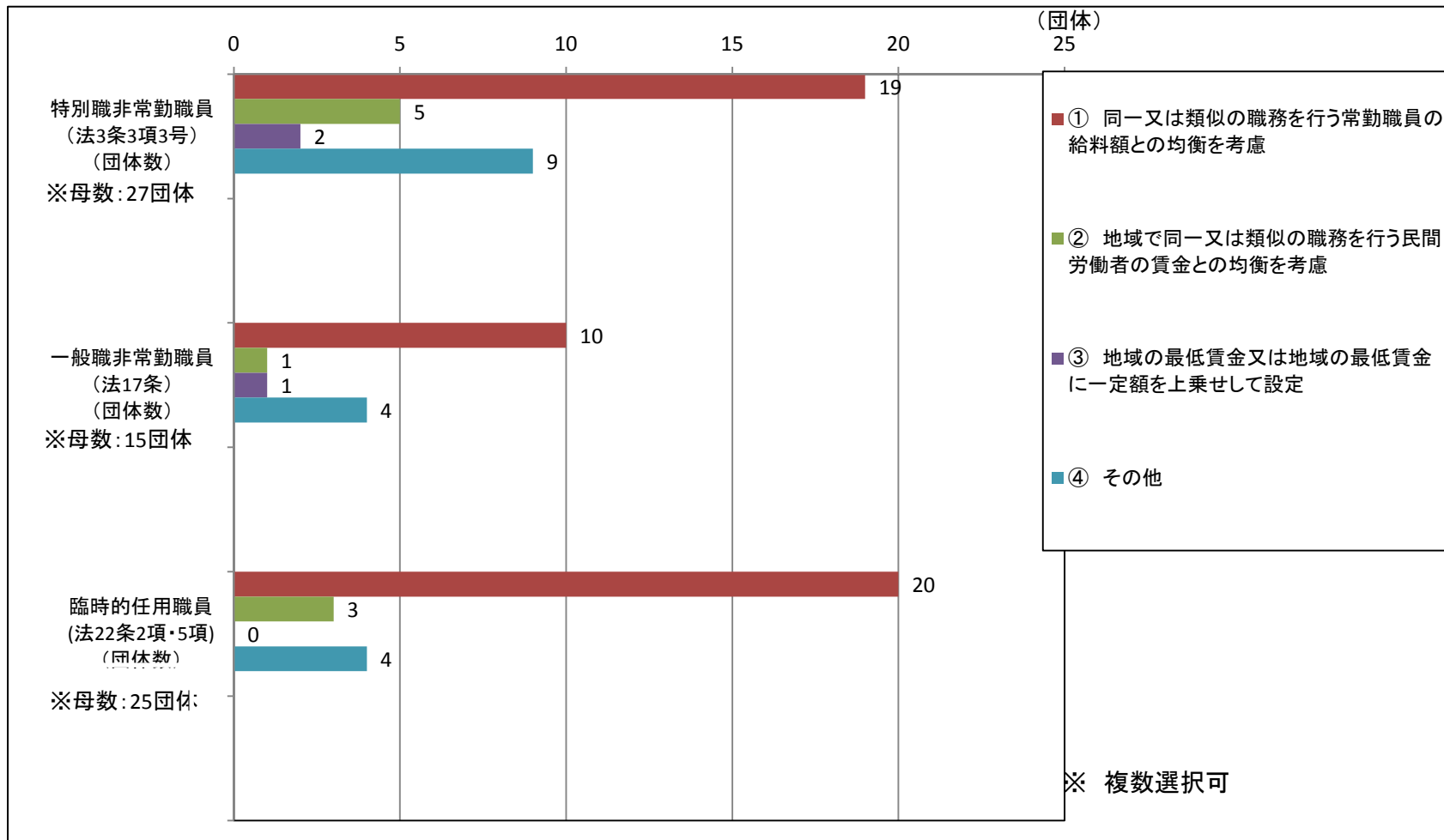
任用根拠	報酬						費用弁償		
	報酬の基本額 ※1（1時間当たり換算額）						報酬の基本額 以外の報酬 ※2	通勤費用	その他の 費用弁償 ※3
	平均額(円)	報酬額分布(団体数)					支給あり (団体数)	支給あり (団体数)	支給あり (団体数)
700円以内		700円超 800円以内	800円超 900円以内	900円超 1,000円以 内	1,000円超				
特別職非常勤職員	1,097	0	1	0	7	19	4	23	12
一般職非常勤職員	951	0	2	6	3	4	5	12	6
臨時的任用職員	854	0	8	12	4	1	13	23	8

※1 「報酬の基本額」：初任時に適用される報酬額

※2 「報酬の基本額以外の報酬」の例：時間外勤務に対する追加報酬等

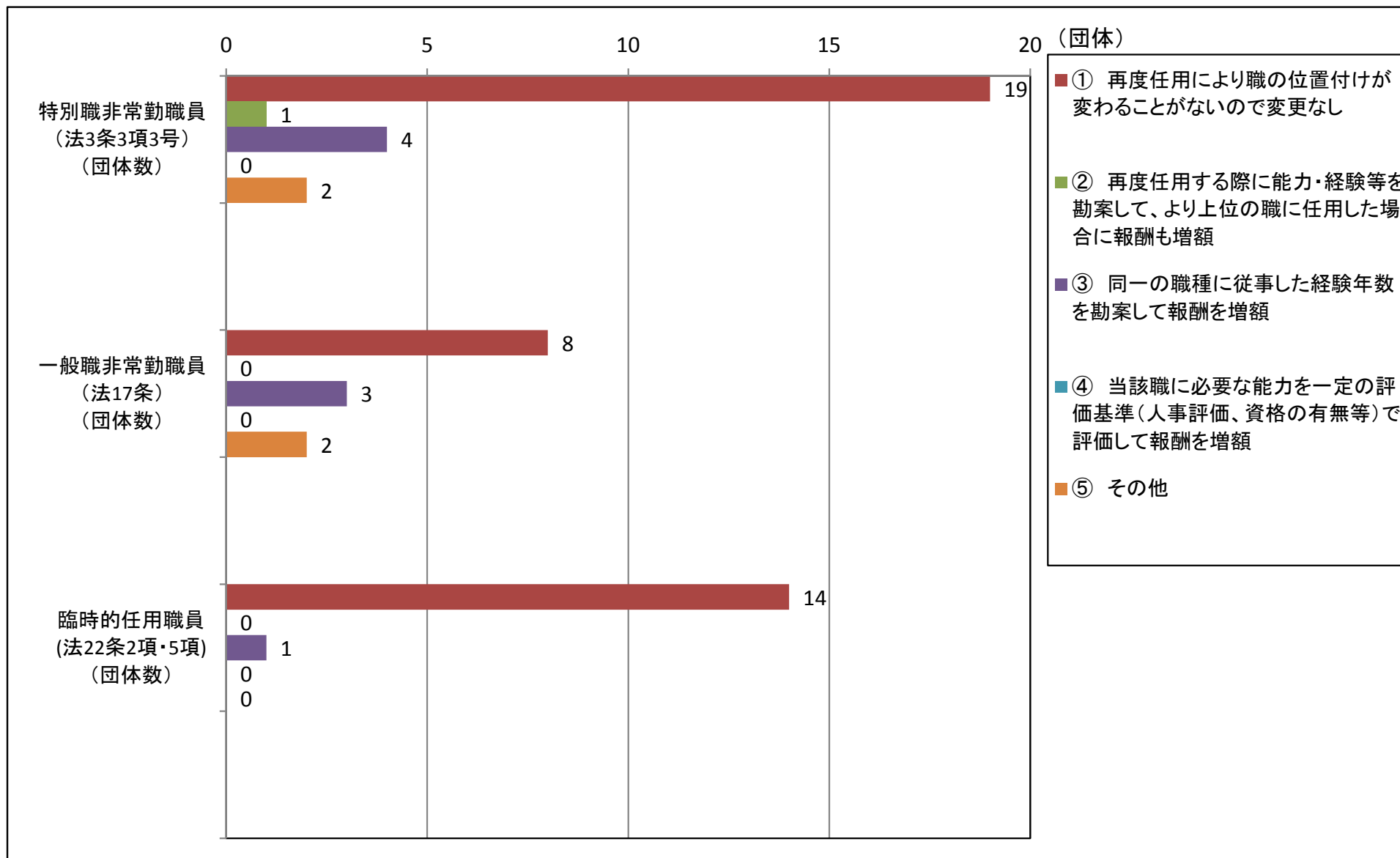
※3 「その他の費用弁償」の例：旅費等

## 6-2 報酬の基本額の設定の考え方（都道府県）





### 6-3 再度任用時の報酬の考え方（都道府県）



6-4 事務補助職員の休暇の状況（都道府県）

（単位：団体）

団体名	休 暇 の 状 況																													
	年次有給休暇		産前・産後休暇				育児休暇				育児時間				生理休暇				子の看護休暇				病気休暇				忌引休暇			
	無	有	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給
特別職非常勤職員	0	25	3	21	1	20	15	9	2	7	5	19	1	18	4	20	2	18	8	16	2	14	10	14	4	11	6	19	16	3
一般職非常勤職員	1	13	1	13	1	14	9	7	1	6	2	12	0	14	1	13	6	9	3	11	3	11	6	8	3	8	4	10	12	0
臨時的任用職員	1	31	1	31	8	23	25	7	0	7	1	31	10	21	1	31	15	16	6	26	13	14	11	21	10	12	8	24	23	1

団体名	教育訓練				福利厚生施設の利用			
	無	有	同等	独自	無	有	同等	独自
特別職非常勤職員	17	7	1	6	17	6	4	2
一般職非常勤職員	13	2	1	2	9	7	6	1
臨時的任用職員	21	7	0	10	25	7	6	1

臨時・非常勤職員に関する調査結果について  
(政令指定都市分)

平成24年4月1日現在

## 1-1 政令市の臨時・非常勤職員数(職種別)

(単位：人)

職 種	平成24年4月1日			
	計	構成比(%)	男 ※4	女 ※4
一般事務職員	16,677	25.4	5,196	10,514
技術職員	1,106	1.7	1,014	88
医師	1,439	2.2	1,004	390
医療技術員	1,278	1.9	135	1,106
看護師等	1,780	2.7	17	1,514
保育士等	10,313	15.7	175	10,076
給食調理員	3,428	5.2	43	3,029
技能労務職員	6,812	10.4	5,073	1,585
教員・講師	6,517	9.9	2,724	3,535
その他	16,330	24.9	4,482	11,392
合 計	65,680	100.0	20,505	45,175

※1 本調査は、平成24年4月1日現在において、※2に該当する職員について調査を行ったものです。(次頁以降も同じ。)

※2 調査対象職員は、政令市の臨時・非常勤職員(地方公務員法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項により任用されている者で、任期付短時間勤務職員や再任用短時間勤務職員等一定の職員を除きます。)であって、任用期間が6月以上又は6月以上となることが明らかであり、かつ、1週間当たりの勤務時間が19時間25分以上の職員です。

※3 職種の分類は別表1「職種の分類」のとおりです。

※4 男女別に集計していない団体があり、当該団体については男女別集計から除いているため、男女計と合計が異なる場合があります。

## 1-2 政令市の臨時・非常勤職員数(職種別・任用根拠別)

(単位：人)

職 種	特別職非常勤職員 (法3条3項3号) ※1				一般職非常勤職員 (法17条) ※2				臨時的任用職員 (法22条2項・5項) ※3				計のうち フルタイム 職員				
	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女					
一般事務職員	16,677	100.0	5,196	10,514	12,266	73.6	4,467	6,932	505	3.0	57	448	3,906	23.4	672	3,134	2,727
技術職員	1,106	100.0	1,014	88	1,078	97.5	1,004	72	9	0.8	9	0	19	1.7	1	16	6
医師	1,439	100.0	1,004	390	1,381	96.0	967	369	55	3.8	37	18	3	0.2	0	3	0
医療技術員	1,278	100.0	135	1,106	936	73.2	101	816	99	7.7	10	89	243	19.0	24	201	171
看護師等	1,780	100.0	17	1,514	1,384	77.8	16	1,171	92	5.2	0	92	304	17.1	1	251	66
保育士等	10,313	100.0	175	10,076	5,510	53.4	95	5,409	1,217	11.8	25	1,192	3,586	34.8	55	3,475	1,902
給食調理員	3,428	100.0	43	3,029	2,294	66.9	29	1,914	712	20.8	6	706	422	12.3	8	409	227
技能労務職員	6,812	100.0	5,073	1,585	5,922	86.9	4,524	1,267	436	6.4	285	151	454	6.7	264	167	347
教員・講師	6,517	100.0	2,724	3,535	2,394	36.7	730	1,427	48	0.7	7	41	4,075	62.5	1,987	2,067	3,346
その他	16,330	100.0	4,482	11,392	15,245	93.4	4,390	10,579	778	4.8	59	719	307	1.9	33	94	100
合 計	65,680	100.0	20,505	45,175	48,410	73.7	16,856	31,554	3,951	6.0	495	3,456	13,319	20.3	3,154	10,165	8,513

※1 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員若しくはこれらの者に準ずる者として任用されている者

※2 一般職として期限付任用されている者(一般的に地方公務員法第17条に基づく任用とされている者)

※3 地方公務員法第22条第2項又は第5項に基づき臨時的任用されている者

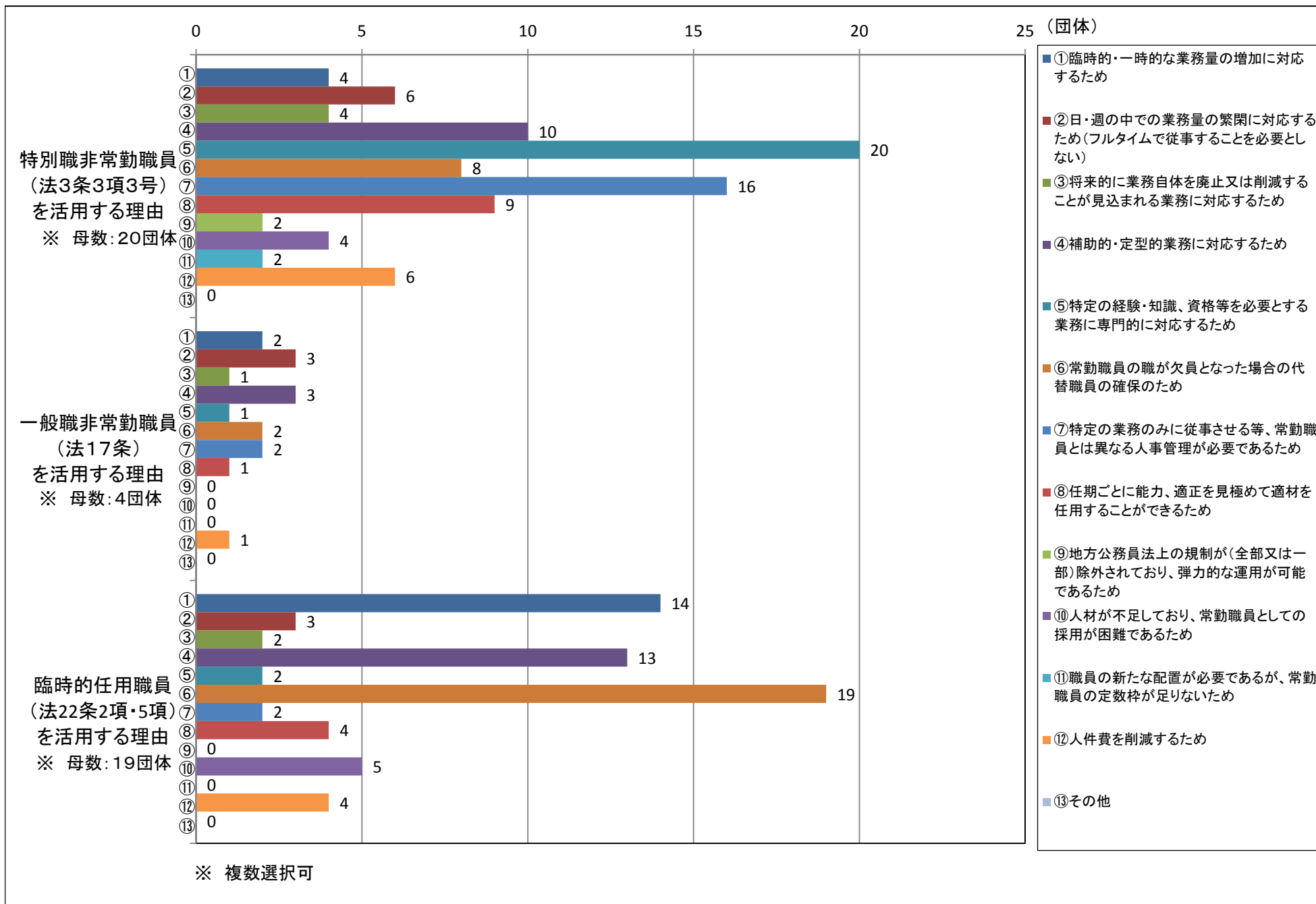
※4 職種の分類は別表1「職種の分類」のとおりです。

※5 各任用根拠により臨時・非常勤職員を任用している団体数は以下のとおりです。

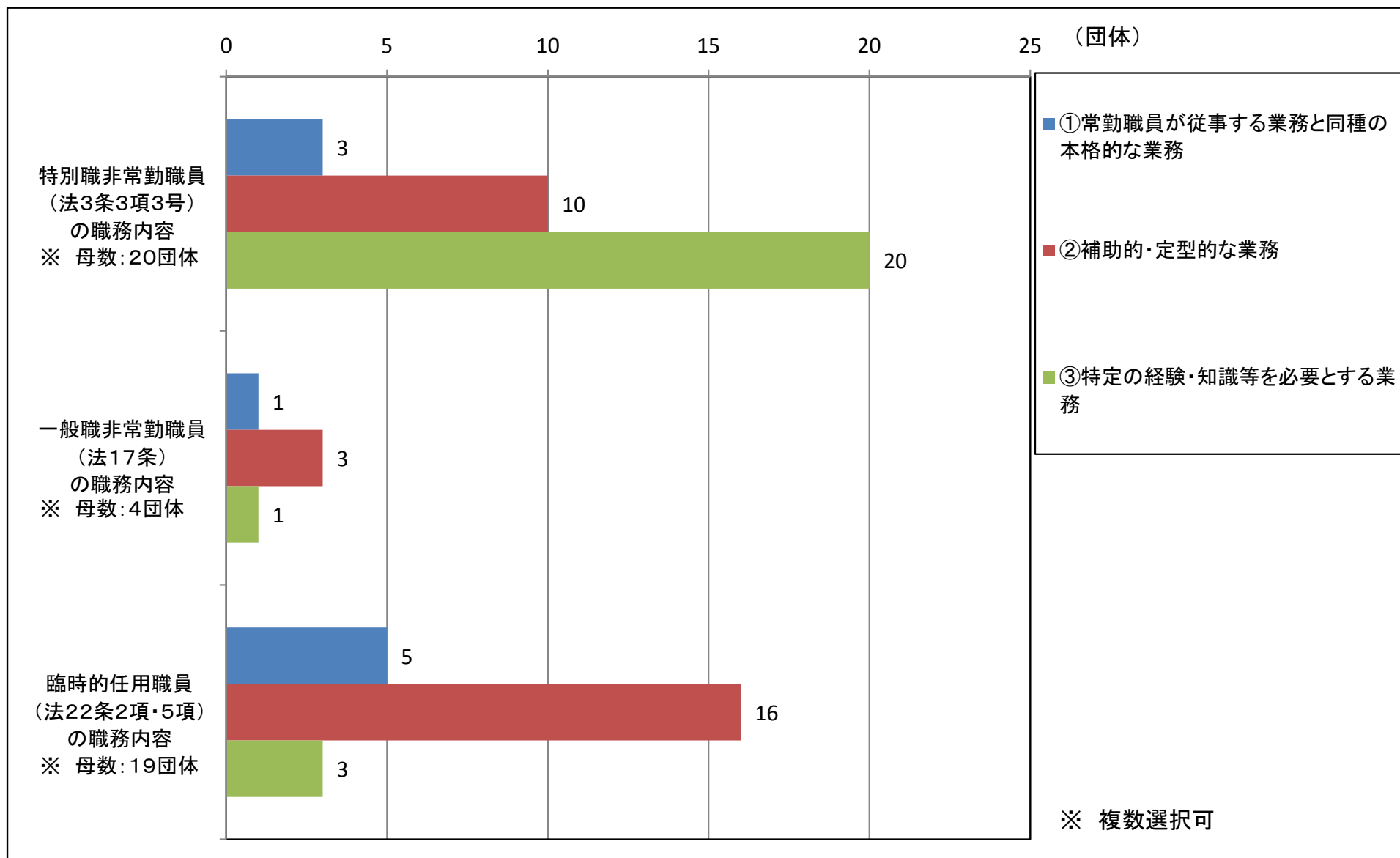
※6 男女別に集計していない団体があり、当該団体については男女別集計から除いているため、男女計と合計が異なる場合があります。

任用根拠	団体数	活用率(%)
法3条3項3号	20	100.0
法17条	4	20.0
法22条2項・5項	19	95.0

## 2 任用根拠別の臨時・非常勤職員を活用する理由（政令市）



### 3 任用根拠別の職務内容の区分の基本的考え方（政令市）



#### 4-1 代表的な職種別の任用期間の状況（政令市）

代表的な 職 種 ※1	任用根拠	任用期間 ※2				
		平均(月数)	(団体数)			
			3か月以下	3か月超 6か月以内	6か月超 9か月以内	9か月超 12か月以内
事務補助職員	特別職非常勤職員	11.4	1	0	0	14
	一般職非常勤職員	9.7	0	1	0	2
	臨時的任用職員	6.4	1	15	0	2
看護師	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	17
	一般職非常勤職員	12.0	0	0	0	1
	臨時的任用職員	6.6	1	11	0	2
保育士	特別職非常勤職員	11.4	1	0	0	14
	一般職非常勤職員	9.7	0	1	0	2
	臨時的任用職員	6.8	0	14	0	2
給食調理員	特別職非常勤職員	11.5	1	0	0	17
	一般職非常勤職員	8.3	0	2	0	2
	臨時的任用職員	6.6	1	11	0	2
清掃作業員	特別職非常勤職員	11.2	1	0	0	10
	一般職非常勤職員	11.5	0	0	0	2
	臨時的任用職員	6.3	1	6	0	1
消費生活相談員	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	15
	一般職非常勤職員	0.0	0	0	0	0
	臨時的任用職員	0.0	0	0	0	0

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「任用期間」とは、条例、規則、要綱等で定められた当初任用する際の基本的な任期です。



## 4-2 代表的な職種別の再度任用の状況（政令市）

代表的な 職種 ※1	任用根拠	再度任用の状況 ※2																		
		再度任用の可否		再度任用回数の上限									通算任用期間の上限							
		不可能 (団体 数)	可能 (団体 数)	定めな し(団体 数)	上限あ り(団体 数)	平均 (回 数)	上限回数(団体数)					定めな し(団体 数)	上限あ り(団体 数)	平均 (年数)	上限期間(団体数)					
							1回	2回	3回	4回	5回以上				1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
事務補助職員	特別職非常勤職員	0	15	7	7	3.3	0	2	1	4	0	8	7	4.6	0	0	1	1	5	0
	一般職非常勤職員	0	3	1	2	1.5	1	1	0	0	0	1	2	2.5	0	1	1	0	0	0
	臨時的任用職員	9	8	5	4	1.0	3	0	0	0	0	4	6	1.7	4	0	2	0	0	0
看護師	特別職非常勤職員	0	17	9	8	3.6	0	2	0	5	1	9	8	4.6	0	0	1	1	6	0
	一般職非常勤職員	0	1	0	1	1.0	1	0	0	0	0	0	1	2.0	0	1	0	0	0	0
	臨時的任用職員	7	6	4	3	1.0	2	0	0	0	0	3	5	1.8	3	0	2	0	0	0
保育士	特別職非常勤職員	0	15	10	5	3.4	0	1	1	3	0	10	5	4.4	0	0	1	1	3	0
	一般職非常勤職員	0	3	1	2	1.5	1	1	0	0	0	1	2	2.5	0	1	1	0	0	0
	臨時的任用職員	7	9	6	3	1.0	3	0	0	0	0	5	5	1.8	3	0	2	0	0	0
給食調理員	特別職非常勤職員	0	18	10	8	3.1	0	3	1	4	0	12	6	4.5	0	0	1	1	4	0
	一般職非常勤職員	0	4	1	3	3.0	1	1	0	0	0	1	3	2.7	0	1	2	0	0	0
	臨時的任用職員	7	7	5	3	1.0	2	0	0	0	0	4	5	1.8	3	0	2	0	0	0
清掃作業員	特別職非常勤職員	0	11	5	6	3.7	0	1	0	5	0	5	6	4.8	0	0	0	1	5	0
	一般職非常勤職員	0	2	0	2	1.5	1	1	0	0	0	0	2	2.5	0	1	1	0	0	0
	臨時的任用職員	6	3	1	3	1.0	2	0	0	0	0	1	3	1.7	2	0	1	0	0	0
消費生活相談員	特別職非常勤職員	0	15	9	5	3.2	0	2	0	3	0	9	6	4.5	0	0	1	1	4	0
	一般職非常勤職員	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	臨時的任用職員	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「再度任用」とは、当初予定されていた任用期間を満了した後に、引き続いて同じ職種に任用することです。法22条2項及び5項に規定するような法定の更新は除きます。なお、任期の満了した職員を、任期満了後1か月以内の間隔を空けて再び任用する場合も再度任用に含めます。

### 4-3 代表的な職種別の同一人の再度任用を可能としている理由（政令市）

（単位：団体）

職 種	任用根拠	同一人の再度任用を可能としている理由						回答の母数
		1 勤務実績が良好であった者を引き続き勤務させるため	2 専門的知識・技能、資格・免許を要する職であり、人材確保が困難であるため	3 業務内容の特殊性、勤務時間の不規則性により、人材確保が困難であるため	4 担当業務（又は行政事務）に習熟した者を再度任用する方が効率的であるため	5 改めて募集、選考・採用試験を行うことが負担であるため	6 その他	
事務補助職員	特別職非常勤職員	9	1	0	3	1	1	15
	一般職非常勤職員	1	0	0	3	0	0	4
	臨時的任用職員	4	0	0	4	0	1	9
看護師	特別職非常勤職員	9	6	1	1	0	0	17
	一般職非常勤職員	0	1	0	0	0	0	1
	臨時的任用職員	3	1	1	2	0	1	8
保育士	特別職非常勤職員	6	5	0	2	0	0	13
	一般職非常勤職員	1	3	1	0	0	0	5
	臨時的任用職員	2	3	1	4	0	1	11
給食調理員	特別職非常勤職員	9	2	1	2	0	0	14
	一般職非常勤職員	1	2	1	0	0	1	5
	臨時的任用職員	3	1	1	2	0	1	8
清掃作業員	特別職非常勤職員	6	1	1	1	0	0	9
	一般職非常勤職員	1	0	1	1	0	0	3
	臨時的任用職員	2	0	1	1	0	0	4
消費生活相談員	特別職非常勤職員	7	6	0	0	0	0	13
	一般職非常勤職員	0	0	0	0	0	0	0
	臨時的任用職員	1	1	0	0	0	0	2

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

#### 4-4 代表的な職種別の同一人の長期任用事例（政令市）

（単位：団体）

職 種	長期にわたって繰り返し任用されている事例がある団体
事務補助職員	6
看護師	5
保育士	6
給食調理員	6
清掃作業員	1
消費生活相談員	7

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「長期」とは、概ね10年を越えている場合を指す。

## 5 代表的な職種別勤務時間の状況（政令市）

代表的な 職 種 ※1	任用根拠	1週間当たりの勤務時間			
		平均勤務時間 (時間)	20時間以内 (団体数)	20時間超 30時間以内 (団体数)	30時間超 40時間以内 (団体数)
事務補助職員	特別職非常勤職員	31.0	0	11	4
	一般職非常勤職員	32.0	0	2	1
	臨時的任用職員	36.8	0	3	15
看護師	特別職非常勤職員	29.4	1	10	3
	一般職非常勤職員	29.0	0	1	0
	臨時的任用職員	38.8	0	0	16
保育士	特別職非常勤職員	29.6	0	12	3
	一般職非常勤職員	37.5	0	0	2
	臨時的任用職員	38.6	0	0	18
給食調理員	特別職非常勤職員	29.6	0	16	3
	一般職非常勤職員	34.0	0	1	1
	臨時的任用職員	36.4	2	0	14
清掃作業員	特別職非常勤職員	31.4	0	8	3
	一般職非常勤職員	33.5	0	1	1
	臨時的任用職員	38.8	0	0	8
消費生活相談員	特別職非常勤職員	29.3	0	10	2
	一般職非常勤職員	0	0	0	0
	臨時的任用職員	0	0	0	0

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 団体内で、同じ職種について複数の勤務時間の設定がある場合には、最も対象者の多い設定について回答しています。

## 6-1 事務補助職員の報酬及び費用弁償の状況（政令市）

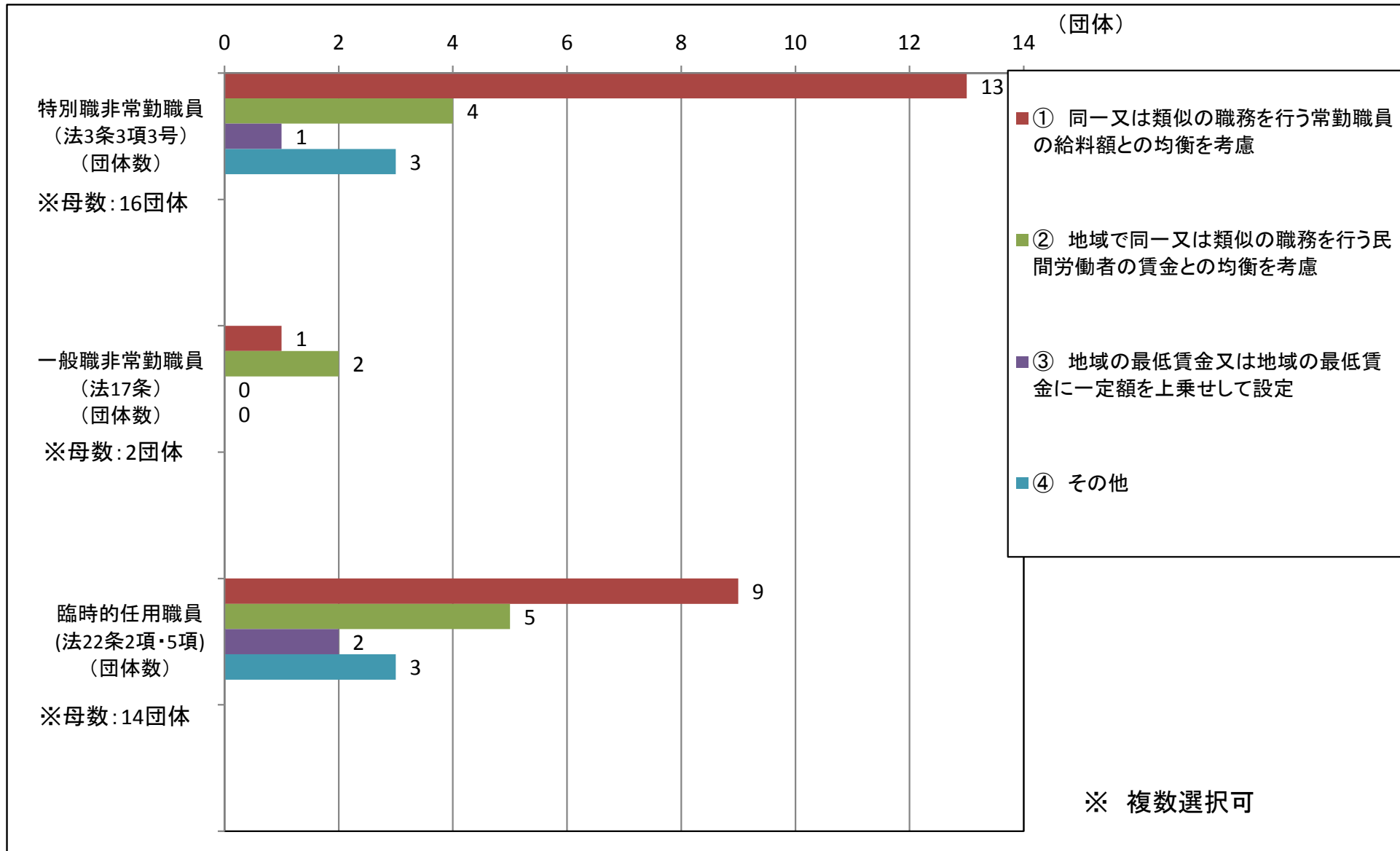
任用根拠	報 酬						費 用 弁 償		
	報酬の基本額 ※1（1時間当たり換算額）						報酬の基本額 以外の報酬 ※2	通勤費用	その他の 費用弁償 ※3
	平均額(円)	報酬額分布(団体数)					支給あり (団体数)	支給あり (団体数)	支給あり (団体数)
		700円以内	700円超 800円以内	800円超 900円以内	900円超 1,000円以 内	1,000円超			
特別職非常勤職員	1,305	0	0	2	0	14	6	15	7
一般職非常勤職員	848	0	0	2	0	0	0	2	0
臨時的任用職員	861	0	2	10	1	1	3	15	6

※1 「報酬の基本額」：初任時に適用される報酬額

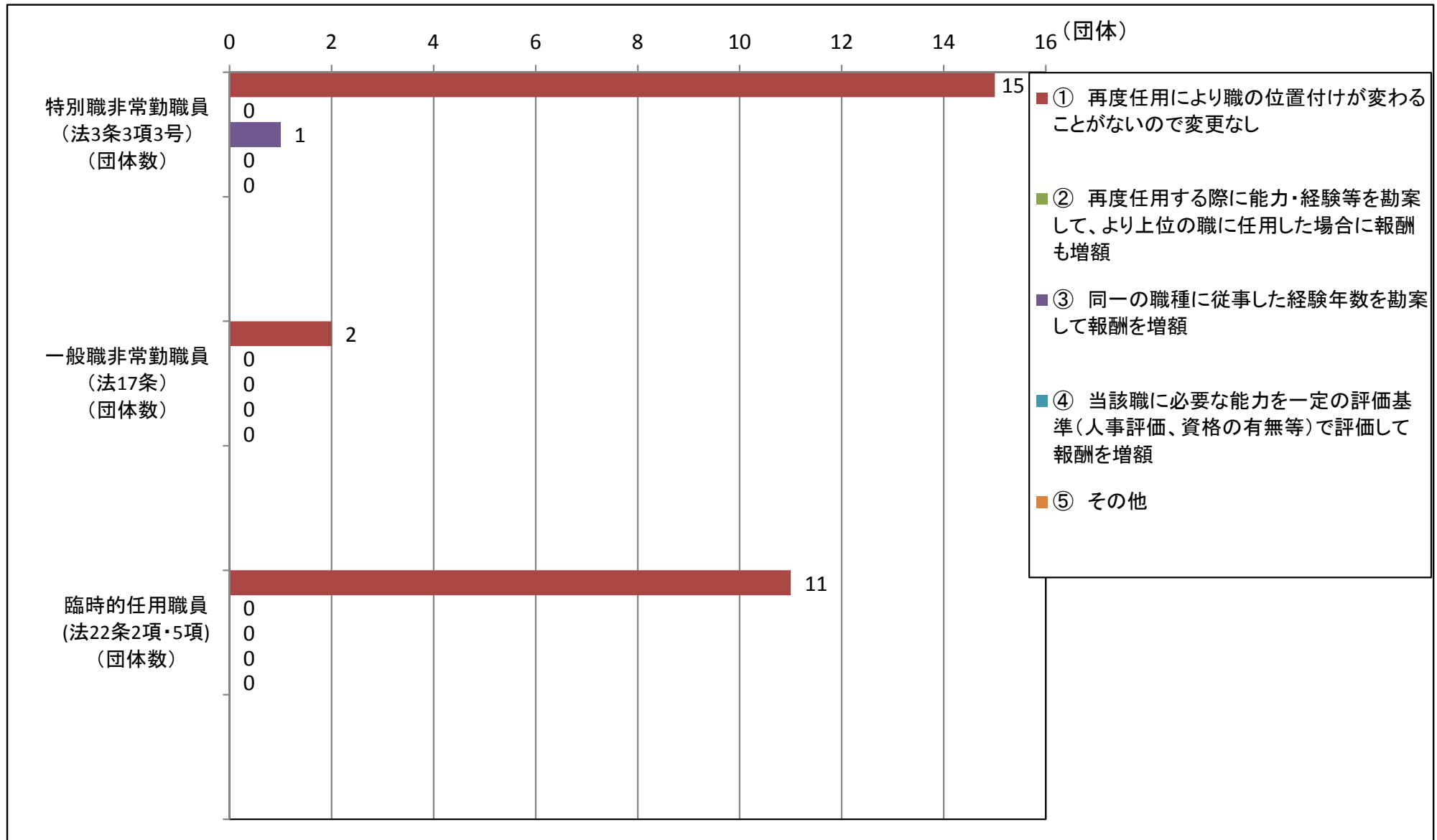
※2 「報酬の基本額以外の報酬」の例：時間外勤務に対する追加報酬等

※3 「その他の費用弁償」の例：旅費等

## 6-2 報酬の基本額の設定の考え方（政令市）



### 6-3 再度任用時の報酬の考え方（政令市）



## 6-4 事務補助職員の休暇の状況（政令市）

（単位：団体）

団体名	休 暇 の 状 況																													
	年次有給休暇		産前・産後休暇				育児休暇				育児時間				生理休暇				子の看護休暇				病気休暇				忌引休暇			
	無	有	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給
特別職非常勤職員	0	13	0	13	6	8	7	7	0	7	1	12	3	10	1	12	8	5	2	12	7	5	4	10	6	4	0	13	14	0
一般職非常勤職員	0	4	0	4	0	4	1	3	0	3	1	3	0	3	3	1	0	1	0	4	0	4	3	1	0	1	2	2	2	0
臨時的任用職員	0	16	4	12	1	12	15	2	0	2	8	8	2	7	7	9	2	8	6	11	2	9	11	6	1	5	9	8	6	2

団体名	教育訓練				福利厚生施設の利用			
	無	有	同等	独自	無	有	同等	独自
特別職非常勤職員	9	5	7	7	7	7	4	3
一般職非常勤職員	4	0	4	0	4	0	0	0
臨時的任用職員	14	2	12	4	12	4	2	2



臨時・非常勤職員に関する調査結果について  
(市町村等分)

平成24年4月1日現在

## 1-1 市町村等の臨時・非常勤職員数(職種別)

(単位：人)

職 種	平成24年4月1日			
	計	構成比(%)	男	女
一般事務職員	102,199	24.8	17,786	84,413
技術職員	4,462	1.1	2,909	1,553
医師	3,835	0.9	2,902	933
医療技術員	7,107	1.7	658	6,449
看護師等	20,394	5.0	325	20,069
保育士等	91,113	22.2	3,096	88,017
給食調理員	34,241	8.3	962	33,279
技能労務職員	42,763	10.4	24,252	18,511
教員・講師	27,369	6.7	5,109	22,260
その他	77,832	18.9	22,962	54,870
合 計	411,315	100.0	80,961	330,354

※1 本調査は、平成24年4月1日現在において、※2に該当する職員について調査を行ったものです。(次頁以降も同じ。)

※2 調査対象職員は、市町村等(市町村、特別区、一部事務組合、広域連合、財産区)の臨時・非常勤職員

(地方公務員法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項により任用されている者で、任期付短時間勤務職員や再任用短時間勤務職員等一定の職員を除きます。)であって、任用期間が6月以上又は6月以上となることが明らかであり、かつ、1週間当たりの勤務時間が19時間25分以上の職員です。

※3 職種の分類は別表1「職種の分類」とおりです。

## 1-2 市町村等の臨時・非常勤職員数(職種別・任用根拠別)

(単位：人)

職 種					特別職非常勤職員 (法3条3項3号) ※1				一般職非常勤職員 (法17条) ※2				臨時的任用職員 (法22条2項・5項) ※3				計のうち フルタイム 職員
	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	
一般事務職員	102,199	100.0	17,786	84,413	27,723	27.1	7,037	20,686	25,416	24.9	4,346	21,070	49,060	48.0	6,403	42,657	25,530
技術職員	4,462	100.0	2,909	1,553	1,984	44.5	1,452	532	1,104	24.7	721	383	1,374	30.8	736	638	739
医師	3,835	100.0	2,902	933	1,751	45.7	1,365	386	1,135	29.6	842	293	949	24.7	695	254	766
医療技術員	7,107	100.0	658	6,449	2,648	37.3	259	2,389	1,688	23.8	143	1,545	2,771	39.0	256	2,515	1,457
看護師等	20,394	100.0	325	20,069	3,897	19.1	92	3,805	5,810	28.5	65	5,745	10,687	52.4	168	10,519	4,650
保育士等	91,113	100.0	3,096	88,017	16,416	18.0	661	15,755	24,475	26.9	804	23,671	50,222	55.1	1,631	48,591	26,115
給食調理員	34,241	100.0	962	33,279	6,277	18.3	207	6,070	11,218	32.8	250	10,968	16,746	48.9	505	16,241	7,111
技能労務職員	42,763	100.0	24,252	18,511	9,991	23.4	6,800	3,191	12,190	28.5	6,688	5,502	20,582	48.1	10,764	9,818	11,104
教員・講師	27,369	100.0	5,109	22,260	8,130	29.7	2,340	5,790	6,675	24.4	1,192	5,483	12,564	45.9	1,577	10,987	5,009
その他	77,832	100.0	22,962	54,870	40,630	52.2	14,503	26,127	17,437	22.4	4,625	12,812	19,765	25.4	3,834	15,931	5,973
合 計	411,315	100.0	80,961	330,354	119,447	29.0	34,716	84,731	107,148	26.1	19,676	87,472	184,720	44.9	26,569	158,151	88,445

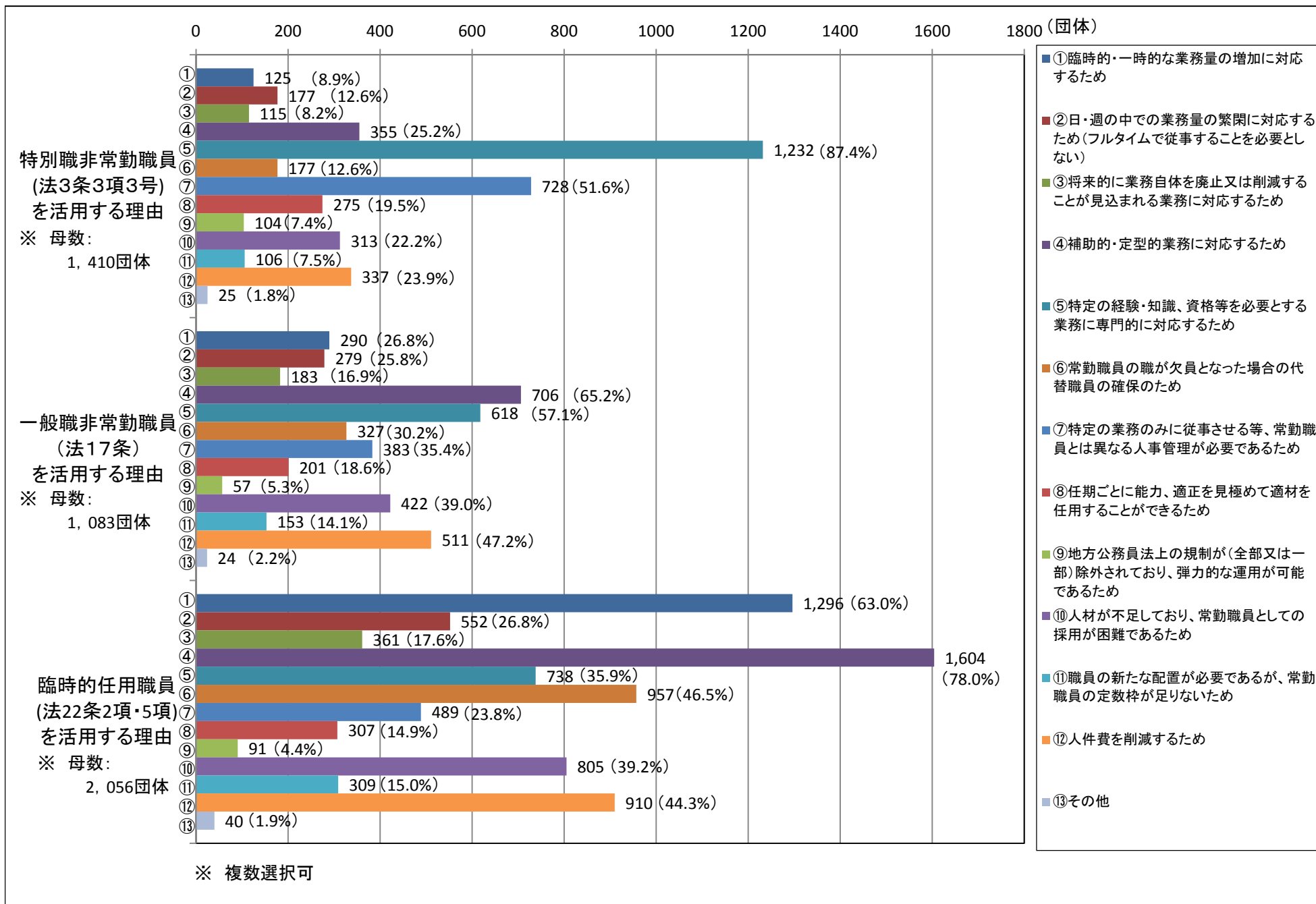
※1 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員若しくはこれらの者に準ずる者として任用されている者

※2 一般職として期限付任用されている者(一般的に地方公務員法第17条に基づく任用とされている者)

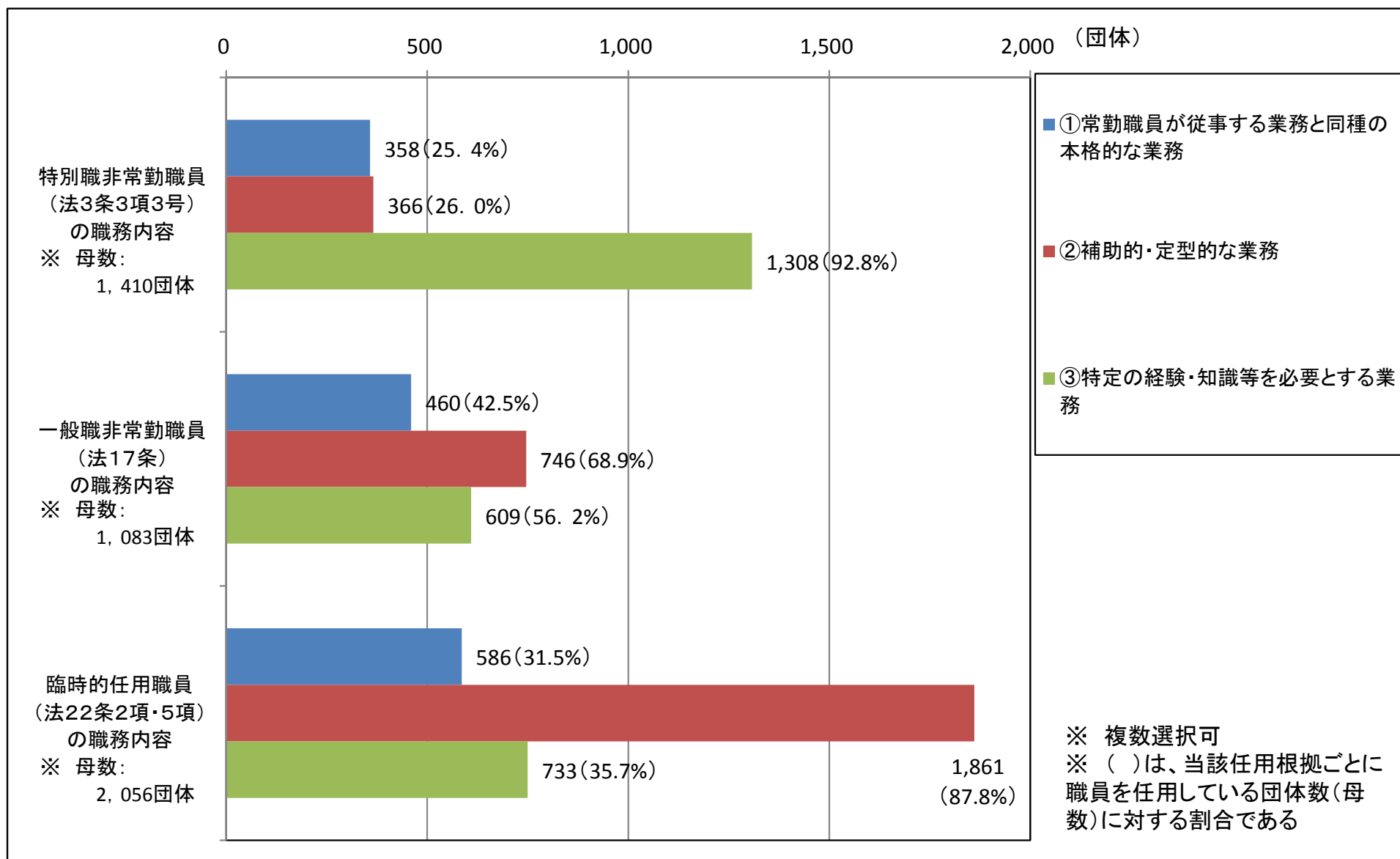
※3 地方公務員法第22条第2項又は第5項に基づき臨時的任用されている者

※4 職種の分類は別表1「職種の分類」とおりです。

## 2 任用根拠別の臨時・非常勤職員を活用する理由（市町村等）



### 3 任用根拠別の職務内容の区分の基本的考え方（市町村等）



#### 4-1 代表的な職種別の任用期間の状況（市町村等）

代表的な 職 種 ※1	任用根拠	任用期間 ※2				
		平均(月数)	(団体数)			
			3か月以下	3か月超 6か月以内	6か月超 9か月以内	9か月超 12か月以内
事務補助職員	特別職非常勤職員	11.8	0	20	0	695
	一般職非常勤職員	10.7	12	138	0	707
	臨時的任用職員	6.5	42	1,523	4	176
看護師	特別職非常勤職員	11.6	0	11	0	317
	一般職非常勤職員	10.8	1	66	0	362
	臨時的任用職員	6.6	10	708	0	89
保育士	特別職非常勤職員	11.7	2	8	0	302
	一般職非常勤職員	10.5	7	82	0	427
	臨時的任用職員	6.6	15	984	1	122
給食調理員	特別職非常勤職員	11.9	0	4	0	258
	一般職非常勤職員	10.6	8	84	0	417
	臨時的任用職員	6.7	17	912	1	108
清掃作業員	特別職非常勤職員	11.8	1	6	0	151
	一般職非常勤職員	10.7	5	52	1	237
	臨時的任用職員	6.8	11	504	2	65
消費生活相談員	特別職非常勤職員	11.7	0	4	0	323
	一般職非常勤職員	11.7	1	5	0	136
	臨時的任用職員	8.4	3	104	0	13

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「任用期間」とは、条例、規則、要綱等で定められた当初任用する際の基本的な任期です。

## 4-2 代表的な職種別の再度任用の状況（市町村等）

代表的な 職 種 ※1	任用根拠	再 度 任 用 の 状 況 ※2																		
		再度任用の可否		再度任用回数の上限									通算任用期間の上限							
		不可能 (団体 数)	可能 (団体 数)	定めな し(団体 数)	上限あ り(団体 数)	平均 (回 数)	上限回数(団体数)					定めな し(団体 数)	上限あ り(団体 数)	平均 (年数)	上限期間(団体数)					
							1回	2回	3回	4回	5回以 上				1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
事務補助職員	特別職非常勤職員	8	729	520	204	3.5	7	54	15	98	23	483	215	4.5	3	5	69	8	119	18
	一般職非常勤職員	28	798	576	220	3.2	25	63	25	65	24	512	276	4.0	21	10	111	8	97	30
	臨時的任用職員	395	1,338	957	413	2.0	284	48	22	20	25	881	466	2.1	229	53	105	2	48	8
看護師	特別職非常勤職員	5	333	236	95	3.7	1	28	4	49	6	210	107	5.8	1	0	32	3	57	16
	一般職非常勤職員	14	405	301	107	3.2	11	27	5	39	7	284	111	4.4	5	4	37	1	46	20
	臨時的任用職員	149	668	503	166	1.8	111	24	4	12	10	481	179	2.0	94	13	36	2	19	5
保育士	特別職非常勤職員	5	323	209	112	3.6	0	37	7	51	7	192	115	3.1	1	0	38	4	56	16
	一般職非常勤職員	14	494	377	120	3.2	13	31	8	38	12	348	143	3.4	11	4	51	2	49	22
	臨時的任用職員	226	907	691	232	2.1	155	24	8	14	17	649	262	2.5	127	14	60	4	31	12
給食調理員	特別職非常勤職員	5	267	177	90	3.7	1	30	5	41	4	173	84	4.6	1	1	29	5	37	11
	一般職非常勤職員	12	484	374	107	4.3	12	26	6	32	10	344	132	5.2	8	2	48	2	44	23
	臨時的任用職員	187	856	654	212	1.7	148	17	6	13	14	626	232	2.1	121	12	47	1	24	9
清掃作業員	特別職非常勤職員	4	165	107	56	3.2	0	21	3	25	2	100	58	3.9	1	0	25	2	25	5
	一般職非常勤職員	7	274	200	82	3.1	7	22	12	16	8	184	89	4.1	5	4	40	3	27	11
	臨時的任用職員	120	468	352	126	2.0	89	14	3	6	5	333	143	2.3	78	12	24	0	17	4
消費生活相談員	特別職非常勤職員	2	364	277	85	2.3	0	26	3	38	7	259	99	3.1	3	0	27	3	55	12
	一般職非常勤職員	4	139	95	44	2.4	1	8	2	18	4	92	50	3.2	0	1	15	2	21	9
	臨時的任用職員	29	93	70	25	0.9	19	1	1	2	0	65	27	2.2	9	6	4	0	5	1

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「再度任用」とは、当初予定されていた任用期間を満了した後に、引き続いて同じ職種に任用することです。法22条2項及び5項に規定するような法定の更新は除きます。なお、任期の満了した職員を、任期満了後1か月以内の間隔を空けて再び任用する場合も再度任用に含めます。

### 4-3 代表的な職種別の同一人の再度任用を可能としている理由（市町村等）

（単位：団体）

職 種	任用根拠	同一人の再度任用を可能としている理由						回答の母数
		1 勤務実績が良好であった者を引き続き勤務させるため	2 専門的知識・技能、資格・免許を要する職であり、人材確保が困難であるため	3 業務内容の特殊性、勤務時間の不規則性により、人材確保が困難であるため	4 担当業務（又は行政事務）に習熟した者を再度任用する方が効率的であるため	5 改めて募集、選考・採用試験を行うことが負担であるため	6 その他	
事務補助職員	特別職非常勤職員	206	210	26	265	4	17	728
	一般職非常勤職員	284	63	15	426	6	27	821
	臨時的任用職員	444	35	34	737	13	91	1,354
看護師	特別職非常勤職員	59	250	3	23	0	4	339
	一般職非常勤職員	56	302	16	29	1	11	415
	臨時的任用職員	59	499	25	61	1	21	666
保育士	特別職非常勤職員	64	208	11	39	0	4	326
	一般職非常勤職員	79	333	19	54	1	14	500
	臨時的任用職員	97	598	50	131	0	40	916
給食調理員	特別職非常勤職員	73	86	23	82	0	5	269
	一般職非常勤職員	121	124	52	180	3	15	495
	臨時的任用職員	158	211	119	318	2	44	852
清掃作業員	特別職非常勤職員	53	33	14	64	1	2	167
	一般職非常勤職員	104	14	42	110	4	9	283
	臨時的任用職員	118	29	69	223	6	26	471
消費生活相談員	特別職非常勤職員	52	230	13	53	1	9	358
	一般職非常勤職員	32	70	2	29	1	2	136
	臨時的任用職員	11	47	2	24	1	4	89

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。



#### 4-4 代表的な職種別の同一人の長期任用事例（市区町村等）

（単位：団体）

職 種	長期にわたって繰り返し任用されている事例がある団体
事務補助職員	444
看護師	206
保育士	400
給食調理員	342
清掃作業員	102
消費生活相談員	82

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「長期」とは、概ね10年を越えている場合を指す。

## 5 代表的な職種別勤務時間の状況（市町村等）

代表的な 職 種 ※1	任用根拠	1週間当たりの勤務時間			
		平均勤務時間 (時間)	20時間以内 (団体数)	20時間超 30時間以内 (団体数)	30時間超 40時間以内 (団体数)
事務補助職員	特別職非常勤職員	32.5	7	355	339
	一般職非常勤職員	33.5	15	336	487
	臨時的任用職員	36.5	19	264	1,472
看護師	特別職非常勤職員	33.5	4	147	170
	一般職非常勤職員	34.1	14	152	252
	臨時的任用職員	36.1	27	95	656
保育士	特別職非常勤職員	34.0	5	123	189
	一般職非常勤職員	35.6	18	141	351
	臨時的任用職員	37.6	14	79	1,028
給食調理員	特別職非常勤職員	33.3	2	116	152
	一般職非常勤職員	33.8	22	187	284
	臨時的任用職員	36.0	36	197	799
清掃作業員	特別職非常勤職員	32.5	0	78	74
	一般職非常勤職員	33.2	15	99	164
	臨時的任用職員	36.0	27	76	464
消費生活相談員	特別職非常勤職員	30.5	15	213	78
	一般職非常勤職員	33.8	3	83	54
	臨時的任用職員	36.1	2	24	77

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 団体内で、同じ職種について複数の勤務時間の設定がある場合には、最も対象者の多い設定について回答しています。

## 6-1 事務補助職員の報酬及び費用弁償の状況（市町村等）

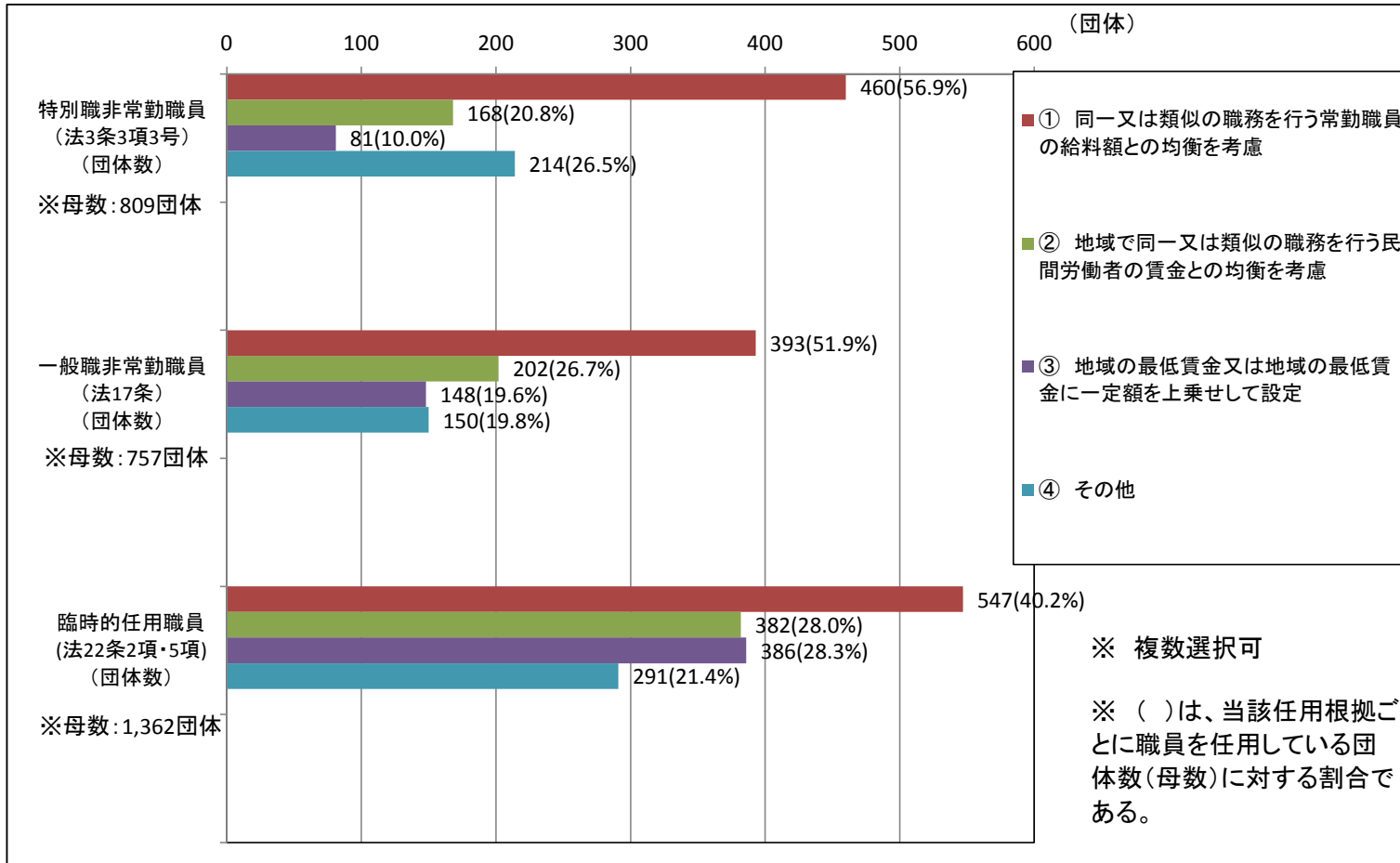
任用根拠	報 酬						費 用 弁 償		
	報酬の基本額 ※1（1時間当たり換算額）						報酬の基本額 以外の報酬 ※2	通勤費用	その他の 費用弁償 ※3
	平均額(円)	報酬額分布(団体数)					支給あり (団体数)	支給あり (団体数)	支給あり (団体数)
		700円以内	700円超 800円以内	800円超 900円以内	900円超 1,000円以 内	1,000円超			
特別職非常勤職員 (法3条3項3号)	1,253	8	42	102	136	521	192	476	226
一般職非常勤職員 (法17条)	1,006	14	184	207	129	223	258	557	144
臨時的任用職員 (法22条2項・5項)	841	53	559	547	138	65	424	1,062	234

※1 「報酬の基本額」：初任時に適用される報酬額

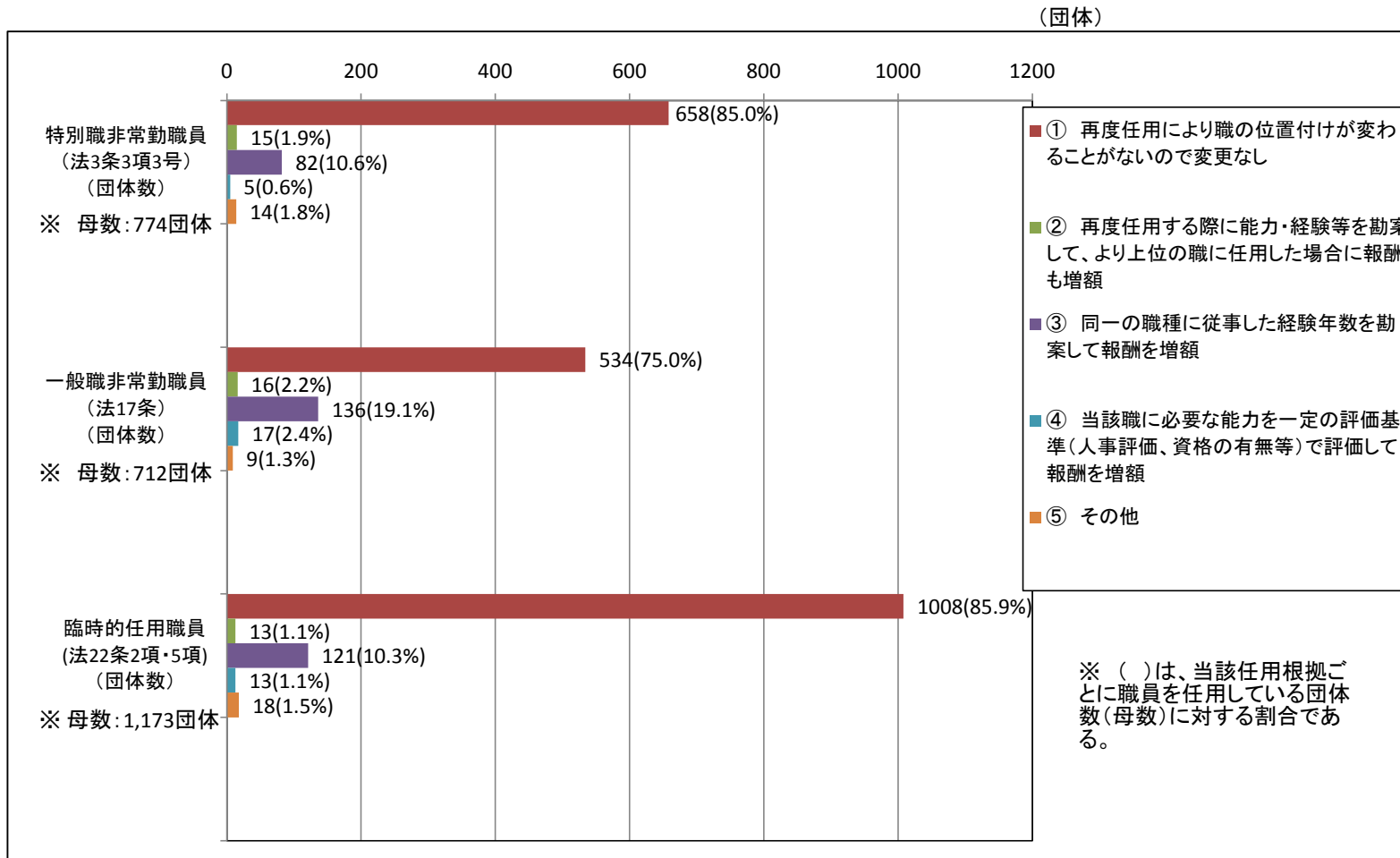
※2 「報酬の基本額以外の報酬」の例：時間外勤務に対する追加報酬等

※3 「その他の費用弁償」の例：旅費等

## 6-2 報酬の基本額の設定の考え方（市町村等）



### 6-3 再度任用時の報酬の考え方（市町村等）



6-4 事務補助職員の休暇の状況（市町村等）

（単位：団体）

団体名	休 暇 の 状 況																													
	年次有給休暇		産前・産後休暇				育児休暇				育児時間				生理休暇				子の看護休暇				病気休暇				忌引休暇			
	無	有	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給
特別職非常勤職員	95	783	370	485	67	422	599	253	21	235	451	402	75	328	419	435	128	309	500	352	132	223	394	463	235	249	272	589	558	32
一般職非常勤職員	19	864	278	591	85	510	493	373	40	333	357	513	88	420	350	520	139	376	449	420	122	297	337	535	237	308	231	642	588	51
臨時的任用職員	86	1,755	1,041	757	66	690	1,500	291	36	257	1,151	646	88	556	1,033	770	204	558	1,317	479	128	352	1,180	629	228	416	864	947	838	98

団体名	教育訓練				福利厚生施設の利用			
	無	有	同等	独自	無	有	同等	独自
特別職非常勤職員	747	107	41	67	773	86	58	29
一般職非常勤職員	745	110	58	54	793	66	52	15
臨時的任用職員	1,611	179	81	97	1,701	91	67	24

(別表1) 職種の分類

分類	業務内容例
一般事務職員	事務系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
技術職員	技術系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
医師	保健所嘱託医、福祉事務所嘱託医、健康づくり嘱託医、福祉施設医員 等
医療技術員	薬剤師、臨床検査技師、栄養士、心理技術員、予防接種補助員、歯科衛生士、理学・作業療法士 等
看護師等	保健師、看護師、助産師 等
保育士等	施設保育士、施設内介護職員、介助員、寄宿舎指導員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー 等
給食調理員	病院調理員、学校調理員 等
技能労務職員	運転手、電話交換手、清掃機械運転、ごみ収集、家畜防疫作業、電気・ボイラー操作、守衛・庁務員 等 (一般事務職員の業務を除く技能・労務系の職務を行うもの。ただし、病院調理員、学校調理員等は「給食調理員」に分類のこと。)
教員・講師	代替教員、学校講師、研修講師、児童施設講師、幼稚園教諭、英語指導助手 等
その他	館長(公民館館長等)、相談員(消費生活相談員、交通事故相談員、青少年相談員等)、指導員(交通安全指導員、国民年金指導員等)、調査員(統計調査員等)、研究員(埋蔵文化財調査研究員等)、行政協力員(行政連絡員、駐在員等)、施設管理人(市町村有林管理人等)、奉仕員(森林巡回員等)、その他(上記以外の職種で臨時・非常勤職員が従事しているもの)

※ 選挙の実施に伴う臨時・非常勤職員については、当該年度の特殊事情によるものとして、対象職員から除いています。

(別表2) 代表的な職種の分類

職種	解説
事務補助職員	一般事務職員のうち、常勤職員の補助業務を行う者
看護師	看護師資格を有する者(保健師、助産師、准看護師を除く。)
保育士	保育士資格を有する者(いわゆる保育補助等の無資格者を除く。)
給食調理員	学校、給食センター、各種施設等で給食の調理業務に携わる者(調理師免許の有無を問わない。)
清掃作業員	ゴミ収集、道路・施設清掃等の清掃業務に従事する者
消費生活相談員	消費生活センター等で相談業務に携わる者(資格の有無を問わない。)